



石鎚エリアの魅力を伝えるソラヤマいしづち

**A** 一部株式譲渡後も、本市は250株を保有し筆頭株主の立場で関わることとなる。また、引き続き同社取締役として、在任することとなる久万高原町、いの町、大川村の3町村長と連携し、3町村長を通じて発言できるものと考えている。

**Q** 市長はこれまで、株式会社ソラヤマいしづちの役員として経営に関与していたが、株式譲渡を行い、役員から退くことで市の意向を反映させづらくなるのではないかと考えるが、同社がこれまで行ってきた地域振興及び公共性の高い事業運営をどのように担保するのか？

株券売払収入について

産業建設委員会・分科会での主なQ&A

3/17 開催  
付託議案 11件

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

**Q** 建築確認にかかる手数料について、今回、どのような経緯で改正に至ったのか。

**A** 令和7年4月1日からカーボンニュートラルの実現に向け、新築建築物などに建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合が義務付けられ、建築確認時の審査が増えることから、当該審査にかかる手数料を上乗せする改正を行うものである。

**Q** 本市の手数料については、松山市より高くなっているが、今治市、新居浜市と同様に、愛媛県が作成した基準に倣い改正するものであるため、御理解いただきたい。

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例について

3/18・3/21・3/26 開催

ごみ対策調査特別委員会

3月18日に開催した本委員会では、旧指定ごみ袋の使用期限を1年間延長する改正案について、審査を行いました。同日の審査では結論に至らず、21日に開催した本委員会で、市長から議案を撤回し、修正して再提出したい旨の申し出があり、これを承認しました。

定例会最終日（26日）の本会議において議案撤回を承認しました。その後、市長から迅速な市民周知及び説明に努めることで混乱防止を図り、更に期間を短縮することによって、ごみ減量に資するため約3か月の期間短縮が可能として、旧指定ごみ袋の使用期限を令和7年12月30日まで延長する改正案が提出され、再度、本委員会において審査を行い、本会議での採決の結果、挙手全員、原案可決となりました。

本委員会での主な審査の内容は次のとおりです。

**Q** 旧指定ごみ袋の使用期限を延長することについて、市民への周知はどのように行うのか？

**A** 防災行政無線や、ごみステーションへの掲示、市のホームページやフェイスブックなどあらゆる手段を活用し対応したい。

**Q** 既に旧指定ごみ袋を市へ返還した市民への対応はどのようにするのか？

**A** 旧指定ごみ袋の返還を確認できるかたには対応したい。

**Q** 使用期限を再延長する可能性はあるのか？

**A** 再延長は考えていない。

無料で配られていた旧指定ごみ袋の使用期限は令和7年12月30日までです。

